

船舶事故調査報告書

令和5年1月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和4年8月7日 夕方ごろ）
発生場所	富山県朝日町東草野北西方沖 越中宮崎港西防波堤灯台から真方位253° 1.8海里（M）付近 （概位 北緯36° 57.8′ 東経137° 32.9）
事故の概要	漁船第三信丸 ^{のぶ} は、刺し網漁を行う目的で出航したのち、船長が溺死した。
事故調査の経過	令和4年8月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三信丸、0.4トン TY3-4821（漁船登録番号）、個人所有 4.63m（Lr）×1.61m×0.61m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW（動力漁船登録票による）、 昭和60年8月
乗組員等に関する情報	船長 77歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月2日 免許証交付日 平成30年11月19日 （令和6年3月19日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約27℃ 日没時刻：18時52分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、刺し網漁を行う目的で、令和4年8月7日夕方ごろ、朝日町海浜公園北方沖に向け、東草野の定係地を出航した。 船長と同じ漁業協同組合に所属する僚船船長は、一本釣り漁を終えて本件定係地に向け帰航中、8日10時00分ごろ、本件定係地北西方沖200m付近海域（以下「本件海域」という。）に本船を認め、

	<p>接近したところ無人の状態であり、船長の携帯電話に連絡しても応答がなかったので、本件定係地に帰航後、所属する漁業協同組合の組合長（以下「組合長」という。）に連絡した。</p> <p>組合長は、船長の家族も船長の所在が分からないとのことであったので、118番通報をした。</p> <p>船長は、海上保安庁（巡視船2隻、ヘリコプター1隻）及び僚船2隻によって捜索が行われたが、行方不明となった。</p> <p>本船は、海上保安官が船外機を始動しようとしたが始動せず、僚船により本件定係地にえい航された。</p> <p>船長は、9日02時00分ごろ、新潟県糸魚川市の道の駅北東方沖の定置網内において漁師により発見され、医師により死因が短時間の溺水と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長の携帯電話は、船長の自宅で見付かった。</p> <p>船長は、発見時、半袖シャツと下着の状態であった。</p> <p>組合長及び僚船船長によれば、船長のふだんの健康状態は、良好に見えた。</p> <p>本船は、和船型の船外機船であり、船体に衝突痕などの損傷はなかった。</p> <p>船長が行う刺し網漁は、ふだん夕方に出航し、海浜公園北方沖300m付近に刺し網を設置して日没前に帰航し、翌日の出前に出航して刺し網を揚げるものであった。</p> <p>本船は、無人の状態で見発見された際、航海灯及び作業灯は点灯しておらず、船外機が停止し、投入された刺し網のボンデンに係留索がとられており、甲板上に刺し網が入った籠2つとその籠の上に船長の長靴が置かれた状況であった。</p> <p>僚船船長は、8日04時10分ごろ本件定係地を出航する際、本船を見掛けず、既に刺し網を揚げに出航したと思っていたが、ふだん、沖に見える本船の航海灯及び作業灯を視認できなかったため、本船が7日の夕方に出航したあと、帰航していなかったのではないかと本事故後に思った。</p> <p>僚船船長は、本船の船外機が始動せず、本件海域が本船の操業区域ではなく、また、本船の甲板上に刺し網があったので、本船は、海浜公園北方沖に向けて航行中に船外機が停止し、船長は、漂流を防ぐ目的で本件海域に刺し網のボンデンを投入して係留索をとったあと、落水したのか、あるいは陸地まで泳ごうとしたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>組合長は、船長から本船の船外機の調子が悪いと聞いていたので、航行中に船外機が故障したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>機関整備業者は、本船の船外機が低速航行中に停止することがあつ</p>

	<p>たので、本事故発生の2～3日前に船長から点検依頼を受けてキャブレターをオーバーホールし、その後、エンジンの回転は良くなったが、船外機が約20年経過したものであり、部品等に多数劣化が見受けられ、早急に船外機を交換するよう船長に薦めていた。</p> <p>組合長及び僚船船長は、ふだん船長は必ず救命胴衣を着用していたので、陸地まで泳ごうとして長靴を脱いだ後、落水した際に救命胴衣が脱げたか、海中で服を脱いだ際に救命胴衣が手から離れたののではないかと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 あり 不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>船長は、次のことから、7日夕方ごろ、定係地を出航し、漁場に向かって航行中に船外機が不調となり停止し、刺し網のボンデンを投入して係留索をとった後、落水したか、陸地に向けて泳ごうとして溺水したものと考えられるが、目撃者がいなかったことから、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>(1) 船長が、ふだん刺し網を設置する際、定係地を夕方に出航し、日没前に帰航すること。</p> <p>(2) 本船の航海灯及び作業灯が、点灯していなかったこと。</p> <p>(3) 本船が、操業区域以外の本件海域で刺し網のボンデンを投入して係留索を取った状態で発見されたこと。</p> <p>(4) 本船の船外機は、本事故の2～3日前にキャブレターをオーバーホールしたが約20年経過したものであり、部品等に多数劣化が見受けられており、発見時、始動できない状態であったこと。</p> <p>(5) 本船の甲板上に刺し網が入った籠2つとその籠の上に船長の長靴が置かれていたこと。</p> <p>(6) 船長は、短時間の溺水と検案されたこと。</p> <p>船長は、落水した際に救命胴衣が脱げたか、あるいは海中で服を脱いだ際に救命胴衣が手から離れてしまい、発見時に救命胴衣を着用しておらず、また、携帯電話を携行していなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が本件海域で船外機が使用できない状況で係留索をとって錨泊中、船長が、落水したか、陸地に向かって泳ぎ始めた後、溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型の漁船に1人で乗り組む船長は、防水パックに入れるなどの防水処置を施した携帯電話を常に携行し、緊急時の連絡手段を確

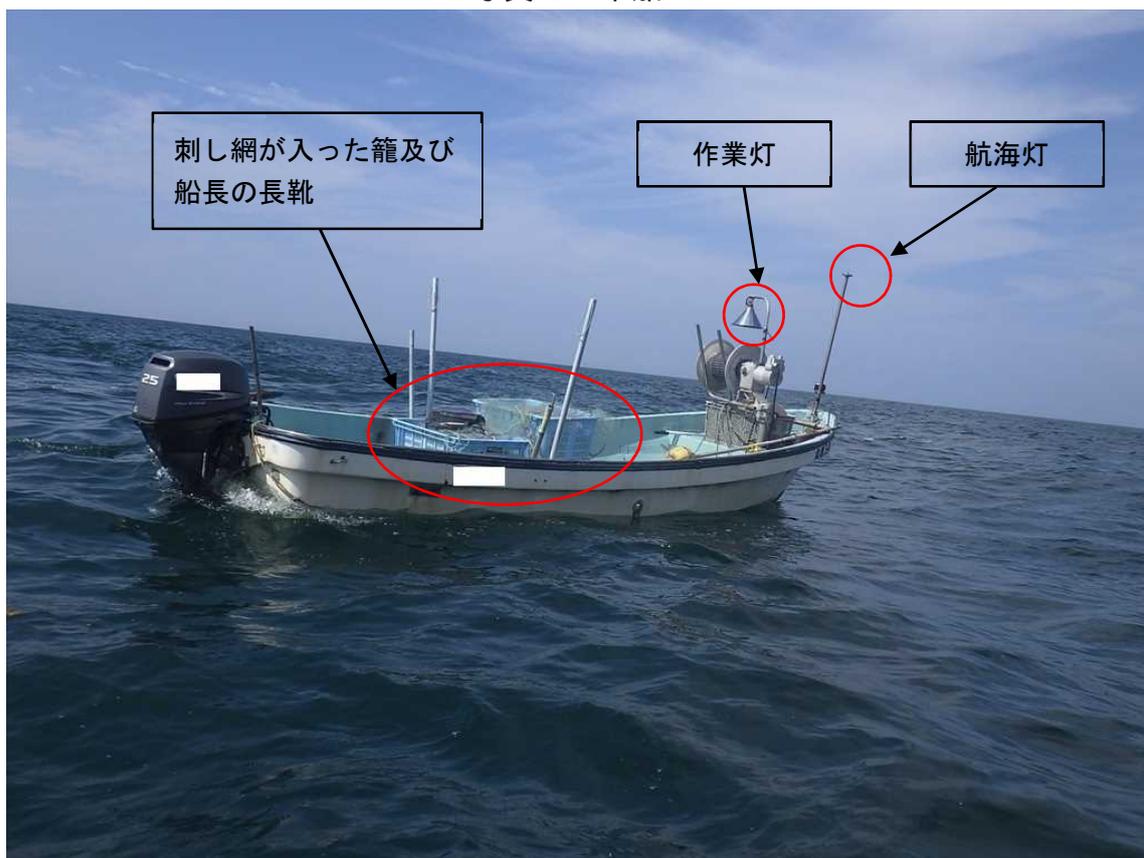
	<p>保すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の船長は、常時、救命胴衣を適切に着用すること。・ 小型船舶の船長は、長年使用した船外機が突然停止したり、部品等に多数劣化が見受けられたりする場合は、船外機を新替えることが望ましい。
--	---

付図1 事故発生場所概略図



※国土地理院Webサイトの地理院地図を使用

写真1 本船



(海上保安庁提供)